○国土交通省告示第九百七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十四条第一項の規定に基づき、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用について住宅の設計、施工及び維持保全に関する指針を次のように定めたので、告示する。

平成二十五年九月二十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針

1　目的

この指針は、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第１号。以下「判断基準」という。）のⅠの第２及びⅡの規定に準拠して、住宅の設計、施工及び維持保全に関する指針を定め、住宅についてのエネルギーの効率的利用のための措置の適確な実施を確保することを目的とする。

2　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準については、判断基準のⅠの第２の１の１－３から１－５までの規定にかかわらず、次に定めるところによることができるものとする。

⑴　外皮平均熱貫流率の基準

判断基準のⅠの第２の１の１－３⑴イに規定する外皮平均熱貫流率U_Aについては、別表第１から別表第７までに掲げる仕様の熱貫流率を用いた計算又はこれらの値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算により求めた第ｉ部位の熱貫流率U_{Hi}及び第ｊ基礎等の外周の熱貫流率U_{FHj}を用いて算出し、地域区分に応じて、判断基準のⅠの第２の１の１－３⑴の表に掲げる基準値以下とすること。

⑵　冷房期の平均日射熱取得率の基準

判断基準のⅠの第２の１の１－３⑵イに規定する冷房期の平均日射熱取得率η_Aについては、別表第１から別表第７までに掲げる仕様の日射熱取得率を用いた計算又はこれらの値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算により求めた第ｊ方位における外皮等の第ｉ部位の日射熱取得率η_{ij}を用いて算出し、地域区分に応じて、判断基準のⅠの第２の１の１－３⑵の表に掲げる基準値以下とすること。

⑶　断熱材の施工に関する基準

断熱材の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ　断熱材は、必要な部分に隙間なく施工すること。

ロ　外壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合にあっては、当該外壁の上下端部と床、天井又は屋根との取合部に気流止めを設けること。

ハ　間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に気流止めを設けること。なお、屋根を断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とする天井裏又は基礎を断熱構造とする床裏にある当該取合部については、この限りでない。

ニ　グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ａ9511（発泡プラスチック保温材）に規定するもの（Ａ種フェノールフォーム３種２号を除く。）、日本工業規格Ａ9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に規定する吹付け硬質ウレタンフォームＡ種１又はＡ種２に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合にあっては、防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設けること。ただし、結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

3　一次エネルギー消費量に関する基準

判断基準のⅠの第２の２に規定する一次エネルギー消費量に関する基準にかかわらず、次に定めるところによることができるものとする。

⑴　判断基準のⅠの第２の２の２－３⑴に規定する単位住戸の設計一次エネルギー消費量E_Tについては、前項により算出した第ｉ部位の熱貫流率U_{Hi}、第ｊ基礎等の外周の熱貫流率U_{FHj}及び第ｉ部位の日射熱取得率η_{ij}を用いて求めた暖房負荷及び冷房負荷を勘案して算出し、判断基準のⅠの第２の２の２－２⑴に定める単位住戸の基準一次エネルギー消費量E_{ST}を上回らないようにすること。

⑵　判断基準のⅠの第２の２の２－３⑵に規定する共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については、⑴により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、共用部の設計一次エネルギー消費量を加算した値が、判断基準のⅠの第２の２の２－２⑵に規定する共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量$E_{ST,all}$を上回らないようにすること。

4　維持保全に関する基準

維持保全に関する基準については、判断基準のⅡの規定にかかわらず、次に定めるところによることができるものとする。

⑴　躯体（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）又はその直下の天井、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井、壁、床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）及び外周が外気等に接する土間床等をいう。以下同じ。）及び開口部の断熱性能等に係る維持保全については、その断熱性能等の低下を抑制するため、次のイからハまでに掲げる項目について定期的に点検し、必要に応じて適切に補修すること。

イ　屋根及び外壁の表面のひび割れ、剥がれ等の有無

ロ　開口部の建具の破損、隙間等の有無

ハ　ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分の破損の有無

⑵　空気調和設備等の省エネルギー性能に係る維持保全については、判断基準のⅡの１－２から１－７までに掲げる事項によるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の適用については、前項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　建築物の増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に対するこの告示の適用については、前二項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4　この告示の施行前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十五条第一項前段又は第七十五条の二第一項前段の規定に基づく届出がされた建築物に対するこの告示の第七十五条第一項後段又は同第七十五条の二第一項後段の規定に基づく変更の届出に係るこの告示の適用については、前三項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準については、当分の間、この告示の２（⑶の規定を除く。）の規定にかかわらず、次の⑴から⑶に定めるところによることができる。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合を除く。

イ　鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅において、当該住戸の過半の床が外気、外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的環境の空間に接している場合